

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係
不利益処分名	徳島市食肉卸売市場における卸売業者の許可の取消し
根 拠 法 令	徳島市立食肉センター条例
根 拠 条 項	第13条
連 絡 先	(電話 621 - 5245 )
処 分 基 準	<p>第13条 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 市場における卸売の業務を的確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなつたと認められるとき。</p> <p>(2) 正当な理由がないのに第11条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に市場における卸売の業務を開始しないとき。</p> <p>(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上市場における卸売の業務を休止したとき。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)